令和７年度　宮崎地方最低賃金審議会　運営小委員会　議事録

１　日　時

令和７年７月４日（金）午後２時20分～３時05分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者

公益代表委員　　古賀、橋口
労働者代表委員　　白﨑、鎌田
使用者代表委員　　河野
事　　務　　局　　吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

それでは時間となりましたので、ただ今から、令和７年度の運営小委員会を開催いたします。はじめに議事録の確認つきまして、白﨑委員と河野委員、よろしくお願いします。

次に、当小委員会の委員につきましては、本日の本審の場におきまして、酒匂委員が欠席となっておりますが、公労使各２名の委員にお願いすることとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題１の「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですが、従来からの慣例によりまして、公益委員にお願いしているところです。本年度につきましては

座長を古賀委員、座長代理を橋口委員

にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、座長の古賀委員、以後の進行をよろしくお願いいたします。

【古賀座長】

古賀です。改めまして、よろしくお願いします。

運営小委員会は、今年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていただくという極めて重要な役割を担っております。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。では、事務局から資料の説明をお願いします。

【賃金室長】

私の方から説明いたします。資料の１ページをご覧ください。先ほどの本審において確認いただきました運営小委員会の委員名簿になります。

次に３ページの資料２は令和６年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況になります。本審５回、地域別最賃の専門部会３回、特定最賃の検討小委員会を２回開催しております。

続きまして、５ページの資料３の方が今年度の審議会運営計画案でございます。地域別最賃については、例年10月１日発効を目指していますが、中央最低賃金審議会の「目安」答

申の時期、審議の都合等を前提としております。10 月１日発効のためには７ページの資料４のとおり８月５日、火曜日の答申が期限となります。

６ページは令和７年度の審議会開催案になります。第２回本審は中央最低賃金審議会の「目安」答申を受けての開催となります。現時点の中賃「目安」答申は７月 29 日から７月 31 日の間にあることを想定しております。もちろん、７月 31 日以降に目安が示されることはありますので、流動的ではありますが、遅くとも７月 31 日までには目安が示されることとしまして、先程の本審で調整しましたが、第２回本審は８月１日、金曜日、13 時 30 分からの開催予定にしております。よって、５ページと６ページに記載しております７月 31 日の予定は削除しておいて頂ければと思います。

第２回本審の議題としましては、改正決定に係る関係労使の意見、この運営小委員会の報告、目安伝達、地域別最賃専門部会委員の選出のほか、特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しています。なお、２回目本審の冒頭に、昨年度と同様に中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画を視聴する予定としております。

第１回地賃専門部会につきましては、２回目本審を８月１日開催で調整しましたので、８月１日の第２回本審終了後に開催させていただきたいと考えております。それ以降の専門部会の開催についても予定を入れておりますが、昨年と同様に、第１回専門部会終了後、改めて第２回以降の専門部会の開催日程を協議させていただきたいと思いますが、専門部会の開催回数につきましては、昨年度最後の本審で協議したとおり、合計、４回開催することで予定を組ませて頂きたいと考えております。なお、６ページに記載のとおり、1 回目の地賃専門部会では、昨年度と同様に、労使双方より基本的見解、金額提示を行って頂くことを計画しております。今年度も、その予定で準備を進めておいて頂ければと考えております。

第３回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」を行います。異議申出の期間は 15 日間となっております。答申日、異議申出締切日及び発効日との関係性は７ページの資料４によりご確認ください。なお、異議申出があった場合は、最低賃金法第 11 条第３項に審議会に意見を求めなければならないと規定されておりますので、第４回本審、いわゆる異議審を開催することになります。資料５ページの資料３の運営計画案のとおり、８月 12 日金曜日の第３回本審で答申をいただきますと、15 日を経過した日、８月 27 日が異議申出締切日となりますので、その翌日の８月 28 日に第４回本審、いわゆる異議審を開催することになります。

第４回本審では、異議申出に対する審議のほかに、特定最低賃金の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うことになります。ここまで申し上げました運営計画案は、予定どおりに７月 31 日までに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程であります。中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしても地域別最賃については、８月上旬にかけて集中的な審議になるかと思いますので、委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

特定最低賃金の「必要性の有無」を検討する「検討小委員会」の日程につきましては、このあとご審議いただきますが、５ページの資料３のとおり、運営計画案では、第１回検討小委員会を８月 18 日月曜日、第２回検討小員会を８月 21 日木曜日としております。さらなる審議が必要であれば、予備日として８月 22 日金曜日を設けております。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となった場合には、各特定

最賃専門部会を10月に２回程度開催する予定としています。なお、年内に発効するためには、８ページのとおり、10月30日木曜日までに答申する必要がございます。

続きまして７ページ及び８ページの資料４は、これまでの説明で既に触れておりますが、地域別最低賃金と特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日の一覧表となります。

続きまして、９ページの資料５は、特定最賃必要性審議の関係労使の意見聴取実施要領案です。基本的には、昨年度をベースに、労側からは各産業１名ずつ、使側からは４産業を総括して１本で意見表明して頂く予定で当案を作成しております。ここで、皆様のお手元にお配りしております労使双方から提出のあった意見表明者推薦名簿の方をご覧ください。使側は昨年度と同じですが、労側は肉乳のみ昨年度の１名から２名に増え、合計５名からの意見表明予定となっております。９ページの実施要領５の（４）のとおり、従来、意見発表時間は１産業あたり労使各５分となっています。肉乳の労側からの意見表明者が１名から２名に増えること、発表時間等について、この後、公労使で協議して頂きたいと考えております。

また、労使双方からの意見書につきましては、１回目の検討小委員会開催予定日の前日を提出期日としておりますが、１回目開催予定日を８月18日の月曜日に設定しておりますので、今年度の計画では、８月15日の金曜日が意見書の提出期日となります。意見書につきましては事前に各委員に目を通していただいた上で委員会に臨んでいただくことが望ましいと考えております。県最賃の審議やお盆等を挟んでおり、タイトなスケジュールとなることは十分承知しておりますが、できる限り早期の提出にご協力いただければと考えております。

内容としましては昨年同様、議事の最初に意見陳述を行い、意見に対する質問だけ受け付ける場とし、討論は実施しないものといたします。意見書について、労側は特に当該特定最賃自体の存在意義、宮崎における当該産業の優位性を主張していただけると必要性の参考になると考えています。一方使側は、その反対、必要性がないという根拠、廃止を具体的に主張していただけると審議の参考になると考えています。13ページの資料６は、最低賃金審議会令第６条５項の採用、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、ということについての基本的な考え方となり、さきほどの本審で説明したとおりです。説明は以上となります。

【古賀座長】

ただいまの説明について、何かご質問はありませんでしょうか。

【白﨑委員】

はい。よろしいですか。先ほどご説明頂きました時間の部分で、８月21日の第２回検討小員会、特定最賃でございますけれど、10時からとなっておりますが、発表者の関係もございまして、できれば９時からに変更がお願いできないかと思っているところです。それが１点です。それと先ほどご紹介いただきましたように特定最賃の発表者でございますけれども、今回、肉乳のところを２人ということで１人増やしていただきたいというところを改めてお願いしたいと思います。以上です。

【河野委員】

私自身は構わないのですが、残りの２名がどうかというのが今確認が取れませんので、一応、皆さん10時からで調整していますので。他の２名には私の方から確認してみますけれ

ども。

【賃金室長】
そうしましたら、その結果を私の方に教えてもらってよろしいでしょうか。

【河野委員】
わかりました。それと、仮に９時開始となると、終わりは何時になりますか。

【鎌田委員】
特段、労側としては何時に終わっていただきたいというのは無いです。スタートだけ早くできないでしょうかということです。１名ですね、ちょっと出張が入っておりまして、飛行機の便の関係もあって、10 時過ぎには退席しないといけない状況なものですから。

【河野委員】
多分、大丈夫だとは思うのですけれど、一応確認したうえで事務局を通じてご連絡させていただきます。

【基準部長】
公益の方も、古賀委員以外は、宮川委員も森部委員も、今はいらっしゃらないので、それぞれ不在の委員の方に確認させていただいたうえで、後日連絡させていただきます。

【橋口委員】
もし可能でなければ、10 時からということになりますが。

【鎌田委員】
はい、それは仕方ないです。

【賃金室長】
日程だけで、肉乳の件は、後で議題の方にもありますので。

【古賀座長】
それでは、議事に入りたいと思います。議題２は、「令和７年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和７年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画案」に基づき、（１）の地域別最低賃金の審議と（２）の特定最低賃金の審議について、それぞれご協議いただくことになります。まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、ある程度本日決めておいて、第１回専門部会で再度協議するということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

そのほか、地域別最低賃金の審議について、何かご意見はございますでしょうか。

【鎌田委員】

私から意見よろしいでしょうか。これですと専門部会が１回増えるという形で、より論議されることになり、労側としても非常にありがたいと思っていますが、最悪の想定ではないのですが、お盆までにまとまらないという場合には、通常予備日があると思うのですが、もともと１回多く入っているので、今回のところは予備日を設定はしないということでしょうか。それとも審議の途中でその都度考えていくということでしょうか。

【賃金室長】

その予定です。

【鎌田委員】

後者の方ですね。審議の途中で、もしそれが必要とあらば、そこで検討していきましょうということでよろしいでしょうか。

【賃金室長】

事前に日程調整させていただいていますと、なかなかお盆の期間は厳しいようには感じますけれど、そこは改めて審議に入った後で予備日が必要かどうか含めて調整させていただきます。

【基準部長】

事前にいただいているスケジュールの日程表を見ると、そもそも中賃の目安が７月末までに出るかどうか自体も現時点で不明なので、これが仮に８月１日以降、中賃の目安が示されるとなれば今話している内容は全部考え直さないといけないという話にはなりますが、例年の動向を見れば７月末までにはおそらく出るだろうという想定の上に、今、この予定を組んではいるところです。もしそれが後ろ倒しになった場合、もしくは審議の途中でさらに予備日が必要だという話になった場合、８月 12 日以降、いわゆるお盆の時期、そこは今いただいているスケジュール上、12 日からあとの平日はなかなか開催することが委員の定足数上、難しい状況にあります。なので、その次にできるのはいつかというと、その週あけという形に現状としてはなってしまいます。その点を踏まえ、鎌田委員がおっしゃっていました予備日が必要となった場合や、そもそもスケジュールを見直さなければいけないとなった場合は、その時その時で考えていかなければならないかなと事務局の方では考えています。

【鎌田委員】

その時期には、この表でいった、資料№３でいくと一番下に特賃の検討小委員会がありますが、検討小委員会の特賃というのは地賃の結審額をある程度見ながら、特賃の必要性の有無というのが出てくるんだろうと思うんですよね。ですから、そのあたりのスケジュールを含めながら、不透明な話で恐縮なんですけれども、その辺のからみもありますよねってことですね。

【古賀座長】

他はよろしかったでしょうか。それでは、地域別最低賃金の審議日程を確認します。先程の本審の場でも調整がありましたが、第２回本審を８月１日金曜日 13 時 30 分から、第１回地賃専門部会を 14 時 30 分から開催するということで、一旦よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。次ですが、宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10 月１日発効を目指して審議してきましたが、近年 10 月上旬発効になっています。

今年度も 10 月１日発効を目指したいところですが、中央最低賃金審議会の目安答申の時期など、不確定な部分もあり、また、審議の都合もありますので 10 月上旬の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

次に、（２）の「特定最低賃金の審議について」、ご検討いただきたいと思います。この件については、「改正の必要性について」の審議及び「審議スケジュール」をどうするか、という２点について検討する必要があると思います。

まず、「改正の必要性について」は、これまで検討小委員会を設置して審議していましたので、今年度も昨年度と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討するということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、必要性の審議は検討小委員会の場で行うことといたします。なお、特定最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされております。関係労使の委員の皆様にはこの点に十分にご留意いただきますようにお願いいたします。

次に、「審議のスケジュール」について、まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明された日程案を踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。先ほど出た２回目の８月 21 日の開始時刻を９時からに変更できるかについては再度調整するということとしまして、それ以外に何かご意見ございますでしょうか。

（意見なし）

それでは、第１回検討小委員会を８月 18 日月曜日、午後１時 30 分から、第２回については８月 21 日木曜日、開始時刻については再度調整ということで、そのようにして開催することにします。

それでは、次に、議題の（３）「関係労使の意見聴取」についてですが、先程、事務局からの説明で、また労側からの意見でもありましたが、昨年度との相違点として、労働者側からの肉乳の意見表明予定者が１名から２名に増え、４産業、合計５人が意見表明予定となっているということでした。

従来、意見表明は、１産業あたり労使各１人当たり５分の説明時間が割り当てられていましたが、１人当たりの説明予定時間も含め、労働者側から昨年度との変更点等について説明をお願いして宜しいでしょうか。

【鎌田委員】

はい、ありがとうございます。今回ですね、別紙１の労働組合推薦用というところの名簿なんですが、従来は「２－１」「３－１」「４－１」は１名ずつなんですけれども、「１－１」の肉乳に関しては、是非とも労側としましては２名という形でお願いできないでしょうかということになります。背景としましては、肉乳というところで、非常に宮崎としては重要な基幹産業の一つであるというふうに労側としてもとらえておりますし、連合本部でも肉乳の産業別の方に是非とも参加したいとの意向もありますので、ちょっと県外の方になるんですけども、その方も１名入っていただいて、それぞれ地元の声と、あと肉乳の全体の話という２つに切り分けて、時間を少し拡大させていただいて 10 分程度いただけたらありがたいということであります。以上です。

【古賀座長】

この点について使側からご意見ございますでしょうか。

【河野委員】

端的に言えば、宮崎県内の特定最賃の話をするうえで、肉乳でしたら南日本ハム労働組合の委員長さんが来られますし、わざわざ東京からみえなくても、他の方が代弁されるなりして内容をご説明されたらいいんじゃないかなと思ったところです。想いを伝えたいという気持ちもわからないではないですが、宮崎県の賃金を決めるのによその県から来ていろいろ話をするのはちょっといかがなものかという気がしないでもないということです。来たらダメ、完全拒否ということではないですが、率直な意見としてそのように感じました。

【古賀座長】

ありがとうございます。そうしますと検討事項というのは２件になるかと思います。１点目、今あがりましたように、肉乳の意見表明者を１名から２名に増やすということということについての可否。２点目は仮に２名に増やすということにした場合についての肉乳の１人当たりの発表時間をどうするか、ということです。この点、もう少し意見交換ということで、時間を取ろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【橋口委員】

私からもいいですか。本当に素朴な質問ですが。いろいろ意見を聞くということも大事だとは思いますし、地元の代表の声と、基幹産業としての全国的な役割を話すということも筋としてはあるような気はするんですけれど、ただ状況がわからないのであえて聞くんですが、東京から来る人は他に何か機会があって来るということなんですかね。それとも、この宮崎の肉乳のためだけに来るんですか。変な質問ですけど。

【鎌田委員】

正直言いますと後者の方ですね。我々もこの４業種を含めて特定最賃については、定期的に連合本部の方とも意見交換などをしていますが、その中でこの肉乳の本部でありますフード連合という産業別があるんですが、そこの最低賃金の責任者の方が、もし入れるようであったら、この意見表明の場にどうしても入らしていただきたいという強い意向がありました。もちろん我々としましても入っていただけたらありがたいと考えましたが、ただ、その一方で河野委員が冒頭おっしゃったように宮崎というところは私も気になっていましたので、そ

こは本部の方だけの発言ではなく、もちろん南日本ハム労働組合の委員長さんの地元の現場の声も一つ、それに加え肉乳の業界全体の話ですね。業界全体の話となってくるとどうしても地元よりもそういった話に詳しい本部の方にも入っていただいて、意見表明の中で説明してもらえると、いろんな意味で幅広く皆様にもお伝えできるのではないかという提案でございます。

【古賀座長】

はい。それでは使側としては、この来るということについて、反対ということではないという意見でよかったですか。来ることについて疑問はあるという話は先ほどありましたけれども。

【河野委員】

先ほど言ったとおりに宮崎の話をするうえで、来るのはいかがかなという思いはありますが、完全拒否ではないということです。あとは座長、座長代理におまかせします。

【古賀座長】

反対とまでは無いということであれば、

【河野委員】

反対ではないというか、拒否はしてないということです。労使の今までの関係がございますので、これを宮崎の人じゃないから駄目とはっきり言ってしまえば、それで終わってしまいますので。

【古賀座長】

来ていただくこと自体は可ということですね。次、そうしますと発表時間についてですが、２人来ていただくということで、この場合、併せて５分なのか、10 分なのかということで、ここも決めておくということになるんですが。この点についてご意見どうでしょうか。

【河野委員】

もともと流れの案でいくと、１業種１人という前提での５分だから、できれば５分内で収めていただければ、ありがたいですが。

【鎌田委員】

せっかく東京からいらっしゃることを含めればですね、明確に 10 分とかではなく、おおよそという形で 10 分程度説明させていただければということでお願いしたいと思っております。

【橋口委員】

全体として５分間プラスすると、単純に言えばそういうことですね。私の意見としては来られることを可とするならば、そこだけ５分プラスしてもそんなに大きく内容に影響はないように思いますが。

【古賀座長】
お任せいただいてよろしいですか

【河野委員】
おまかせします。

【古賀座長】
それではですね。肉乳の意見表明者を１名から２名に増やすことについては　先ほどのとおり合意を得られまして、また、お任せいただいたということで、肉乳からの発表者は１人あたり５分、併せて 10 分ということで意見表明行っていただくということで、よって労側からの意見表明時間は４産業合計で２５分というふうになります。
続いてですが、使側からは、意見表明者の推薦はありませんでしたが、昨年度と同様に、使側代表者が４業種を総括して意見表明予定ということで宜しいでしょうか。

【河野委員】
はい。

【古賀座長】
４業種総括、それでは５分ということでお願いします。
それでは、令和７年度特定最低賃金に関する労使意見聴取については、８月 18 日午後１時 30 分から開催予定の第１回検討小委員会にて意見陳述者の希望により書面または口頭で意見をいただくことで実施しますので、労使それぞれ準備をお願いします。
事務局においては、以上の協議結果を踏まえまして、資料９から 11 ページの「令和７年度特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領」及び「令和７年度特定最低賃金に関する労使意見聴取」の修正等をお願いします。
次に、特定最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。
したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をすることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、特定最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。特定最賃の第１回専門部会は、例年、特定最賃ごとに開催し、合同開催はしておりませんが、特定最賃の金額審議を行う場合、第１回専門部会は特定最賃ごとに開催することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

次に、議題３「最低賃金審議会令第６条第５項の採用について」お諮りしたいと思います。例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第６条第５項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つま

り本審は開かないこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

このほかに、本年度の審議会の運営について、なにか意見はございませんでしょうか。

（意見無し）

それでは、ただ今、合意していただいた内容について、事務局に報告文としてまとめてもらいますので、しばらく休憩とします。

【賃金室長】
３時 10 分くらいまで、お時間をいただきたいと思います。

（各委員に報告文（案）を配布）

【古賀座長】
ただ今、配付されております報告文案について、事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】
ただ今、机上に報告文の案を置かせていただいております。次回本審を８月１日に予定しておりますので、同日付けでの審議会会長あての報告となっております。それでは少し時間を置きますので内容についてご確認をお願いします。

（各委員、報告文（案）を確認）

【古賀座長】
皆様確認いただけたでしょうか。この報告文により、８月１日開催予定の第２回本審において運営小委員会のまとめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もないため、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第７条第４項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」として議事録は公開とします。冒頭事務局からの説明の通り、議事録の確認は白﨑委員と河野委員にお願いします。本日の運営小委員会は、これで終わります。お疲れ様でした。

座　　長

労働者側代表委員

使用者側代表委員